

令和元年 第2回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会 議 録

（令和元年8月7日）

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 日時・場所   | 1  |
| 出席議員  | 1  |
| 欠席議員  | 1  |
| 説明員   | 1  |
| 議事補助員   | 1  |
| 議事日程・会議に付した事件   | 1  |
| 開会・開議   | 3  |
| 日程第1 議席の指定  | 3  |
| 日程第2 選挙第2号 議長選挙   | 3  |
| 日程第3 会期の決定  | 4  |
| 日程第4 会議録署名議員の指名   | 4  |
| 日程第5 諸般の報告  | 4  |
| 日程第6 議案第5号 平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合<br>一般会計歳入歳出決算               | 5  |
| 日程第7 議案第6号 平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合<br>後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算        | 5  |
| 日程第8 議案第7号 令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合<br>一般会計補正予算案(第1号)            | 13 |
| 日程第9 議案第8号 令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合<br>後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)     | 13 |
| 日程第10 選挙第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会<br>委員及び同補充員の選挙            | 18 |
| 日程第11 一般質問  | 19 |
| 日程第12 請願第4号 【請願書】「後期高齢者の医療費窓口負担の現状<br>維持を求める」意見書を国に提出してください | 26 |
| 請願第5号 後期高齢者医療制度に関する請願                                       | 26 |
| 閉会  | 31 |
| 会議録署名   | 32 |

日時・場所

令和元年8月7日(水) 午後2時00分

福岡県自治会館 2階 大会議室

(福岡市博多区千代四丁目1番27号)

出席議員(22名)

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 2番 世良 俊明  | 3番 讚井 早智子 | 4番 尾花 康広   |
| 5番 山田 ゆみこ | 6番 中山 郁美  | 7番 原口 和人   |
| 10番 金子 健次 | 12番 倉重 良一 | 14番 福田 浩   |
| 17番 植木 隆信 | 19番 有吉 哲信 | 23番 笹栗 純夫  |
| 24番 武末 茂喜 | 25番 阿部 寛治 | 26番 久芳 菊司  |
| 27番 横尾 武志 | 28番 岡崎 邦博 | 30番 田頭 喜久己 |
| 31番 安丸 国勝 | 32番 渡邊 元喜 | 33番 道 廣幸   |
| 34番 新川 久三 |           |            |

欠席議員(12名)

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 西田 一    | 8番 上野 伸五  | 9番 二場 公人  |
| 11番 三田村 統之 | 13番 田中 純  | 15番 藤田 陽三 |
| 16番 井上 澄和  | 18番 原崎 智仁 | 20番 林 裕二  |
| 21番 松嶋 盛人  | 22番 月形 祐二 | 29番 井上 利一 |

説明員

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 広域連合長  | 中尾 昌弘 | 副広域連合長 | 永原 譲二 |
| 事務局長   | 森 智彦  | 事務局次長  | 河口 晴好 |
| 監査委員   | 谷口 一馬 | 会計管理者  | 坂井 尚徳 |
| 総務課長   | 坂本 学  | 保険課長   | 梅田 和宏 |
| 健康企画課長 | 増永 秀貴 |        |       |

議事補助員

|          |          |
|----------|----------|
| 書記 平田 典子 | 書記 野村 尚希 |
|----------|----------|

議事日程・会議に付した事件

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 議席の指定      |
| 日程第2 | 選挙第2号 議長選挙 |
| 日程第3 | 会期の決定      |
| 日程第4 | 会議録署名議員の指名 |

|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 日程第 5   | 諸般の報告   |   |
| 日程第 6   | 議案第 5 号 | 平成 3 0 年度福岡県後期高齢者医療広域連合<br>一般会計歳入歳出決算           |
| 日程第 7   | 議案第 6 号 | 平成 3 0 年度福岡県後期高齢者医療広域連合<br>後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算    |
| 日程第 8   | 議案第 7 号 | 令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合<br>一般会計補正予算案（第 1 号）         |
| 日程第 9   | 議案第 8 号 | 令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合<br>後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）  |
| 日程第 1 0 | 選挙第 3 号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会<br>委員及び同補充員の選挙            |
| 日程第 1 1 | 一般質問    |   |
| 日程第 1 2 | 請願第 4 号 | 【請願書】「後期高齢者の医療費窓口負担の現状<br>維持を求める」意見書を国に提出してください |
|         | 請願第 5 号 | 後期高齢者医療制度に関する請願                                 |

## ■開会・開議（午後２時００分）

○副議長（植木 隆信） 皆さん、こんにちは。副議長の植木でございます。

さて、平成３１年４月３０日の任期満了をもちまして、白石 雄二 議長が退任され、現在、議長が不在であります。よって、地方自治法の規定により、副議長の私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

ただいまから、令和元年第２回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、２２名でございます。議員定数は３４名で、定足数は１７名です。よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ■日程第１ 議席の指定

○副議長（植木 隆信） それでは、日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、御着席の席をもって議席といたします。

## ■日程第２ 選挙第２号 議長の選挙

○副議長（植木 隆信） 次に、日程第２、選挙第２号、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定により、指名推選としたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名方法については、副議長において指名することとしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に、篠栗町議会の議長であります、２５番、阿部 寛治 議員を指名いたします。

お諮りします。阿部 寛治 議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、阿部 寛治 議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました阿部 寛治 議員が議場におられますので、本席から告知をいたしま

す。阿部 議員、当選の御挨拶をお願いします。

○議長（阿部 寛治） ただいま、皆様方の御理解をいただき議長に御推挙いただきました、篠栗町の阿部でございます。

県内全ての市町村で構成される福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議長に御推挙いただきましたことは、大変光栄でありますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、議員並びに関係各位の御支援と御協力をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

○副議長（植木 隆信） ありがとうございます。

以上を持ちまして議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございます。

それでは、阿部 議長、議長席をお願いいたします。

### ■日程第3 会期の決定

○議長（阿部 寛治） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

### ■日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（阿部 寛治） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、12番、倉重 良一 議員、31番、安丸 国勝 議員を指名いたします。

### ■日程第5 諸般の報告

○議長（阿部 寛治） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

まず、議員異動の報告です。

今回、新たに当選をされました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月出納検査及び定期監査の結果報告です。

お手元に配付のとおり、監査委員から平成30年12月から令和元年5月までの例月

出納検査の報告及び平成30年4月から平成31年3月までの定期監査の報告が  
しておりますので、報告いたします。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法の規定により、広域連合長その他の関係職  
員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、広域連合長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

中尾広域連合長。

○**広域連合長（中尾 昌弘）** 皆様こんにちは。広域連合長の中尾でございます。議員  
の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席いただきまして、厚くお礼を  
申し上げます。広域連合議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様を始め、構成市町村の皆  
様の御協力により円滑に運営することができておりまして、改めて感謝申し上げます。

さて、先般、健康保険法等が改正され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施  
に関する規定が盛り込まれました。この改正では、市町村を中心に、一人ひとりの心身  
の特性に応じたきめ細やかな保健事業に取り組むことが求められております。本広域連  
合といたしましても、市町村の皆様と連携して、被保険者の健康寿命の延伸に努めてま  
いりたいと考えておりますので、今度とも御協力をよろしく申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成30年度決算及び令和元年度補正予算に関する議  
案を提出しております。後ほど、提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議  
員の皆様におかれましては、御審議の程よろしくお願い申し上げまして、私の挨拶とさ  
せていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議長（阿部 寛治）** ありがとうございます。

■**日程第6**      **議案第5号**      **平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合  
一般会計歳入歳出決算**

■**日程第7**      **議案第6号**      **平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算**

○**議長（阿部 寛治）** 次に、日程第6、議案第5号「平成30年度福岡県後期高齢者  
医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び日程第7、議案第6号「平成30年度福岡県  
後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の2件を、一括して議  
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森事務局長。

○**事務局長（森 智彦）** 事務局長の森でございます。私から議案第5号及び議案第6  
号につきまして、一括して御説明させていただきます。

これらの議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度一般

会計の決算及び後期高齢者医療特別会計の決算について議会の認定をお願いするもの  
でございます。

恐れ入りますが、別冊議案書「平成30年度一般会計決算書、後期高齢者医療特別  
会計決算書」をお願いいたします。

まず始めに、議案第5号「平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳  
入歳出決算」の内容について御説明いたします。7ページ、8ページをお願いいたし  
ます。

まず、歳入でございます。一番下の段、予算現額4億4,395万3,000円に  
対し、収入済額4億4,491万4,800円となっております。

次に9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、一番下の段、支出済額は4億3,171万8,201円とな  
っております。収入済額と支出済額との差し引き残額、欄外に記載してありますけれ  
ども、1,319万6,599円が、平成30年度一般会計の実質収支額となってお  
ります。

11ページ、12ページをお願いいたします。

事項別明細書につきまして、歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

一番上、1款「分担金及び負担金」の収入済額3億6,532万3,000円は、  
市町村からの事務費負担金でございます。

中段の6款「繰入金」の収入済額3,622万3,413円は、財政調整基金から  
の繰入金でございます。

その下、7款「繰越金」の収入済額4,175万7,474円は、前年度の決算の  
剰余金でございます。

次に、歳出につきましては、13、14ページをお願いいたします。

一番上の1款1項1目「議会費」の支出済額54万3,438円は、広域連合議員  
の報酬及び議会開催のための会場使用料が主なものでございます。

その下の2款1項1目「一般管理費」の支出済額4億3,107万4,163円の  
主なものにつきまして御説明いたします。

右端の備考欄を御覧ください。一番上の職員給与関係費2億8,622万  
5,451円は、市町村から派遣していただいている、職員の給与等について負担し  
たものです。

6、基金関係費7,798万887円は、前年度までの一般会計の決算剰余金及び  
財政調整基金の運用により発生しました利子を財政調整基金へ積み立てたものでござ  
います。

これらの他、広域連合事務室の賃借料やコールセンター運営委託料などを支出して  
おります。

一般会計は以上でございまして、次に、議案第6号「平成30年度福岡県後期高齢

者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の内容について御説明いたします。21、22ページをお願いいたします。

歳入でございますが、一番下の段、予算現額7,539億1,370万2,000円に対し、収入済額は7,674億338万7,904円となっております。

次に23、24ページをお願いいたします。

歳出でございますが、一番下の段、支出済額は7,512億4,334万8,194円となっております。収入済額と支出済額との差し引き残額、161億6,003万9,710円が、平成30年度後期高齢者医療特別会計の実質収支額となっております。

次に、主なものを御説明いたします。25、26ページをお願いいたします。

歳入の1款「分担金及び負担金」の収入済額1,251億7,996万8,101円は、市町村からの事務費、保険料及び療養給付費の負担金でございます。

中段の2款1項「国庫負担金」の収入総額1,843億4,845万3,354円は、療養給付費及び高額医療費に対する国の負担分でございます。

同じくその下の2項「国庫補助金」の収入済額694億2,330万7,372円は、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的に交付される「普通調整交付金」と災害などの特別な事情がある広域連合に対して交付される「特別調整交付金」が主なものでございます。

下段の3款1項「県負担金」の収入済額614億3,617万6,320円は、療養給付費及び高額医療費に対する県の負担分でございます。

27、28ページをお願いいたします。

5款「支払基金交付金」の収入済額2,978億4,109万126円は、現役世代からの支援金でございます。

10款「繰越金」の収入済額279億3,023万4,454円は、前年度の決算剰余金でございます。

一番下、11款「諸収入」の収入済額10億4,360万2,171円の内、主なものにつきましては、交通事故などによって発生した医療給付に対し、第三者から納付された賠償金や過誤請求された療養費等の返納金でございます。

歳入は以上でございます。次に、歳出について御説明いたします。31、32ページをお願いします。

一番上の1款1項1目「一般管理費」の支出済額は、14億2,484万1,193円でございます。主な経費といたしましては、右側の備考欄を御覧いただきたいと思っております。

まず一番上の1、市町村補助金関係費8,971万3,551円は、市町村が取り組んだ保健事業等への補助金を支出したものでございます。

その下の2、レセプト点検関係費2億4,536万1,222円の主なものは、医

療機関から送付されるレセプトについて、点検業務を専門に行っている業者へ委託したものでございます。

9、電算関係費5億5,044万6,510円の主なものは、5年に1度実施しております、広域連合電算処理システムの機器更新に関する委託料などがございます。

次に2款「保険給付費」でございますが、これは保険者として医療機関等に支払う医療給付費等でございますが、7,309億2,460万9,328円を支出しており、特別会計決算額の約97.3%を占めております。

主なものは、下段にあります「療養給付費等」約7,164億円、その下「訪問看護療養費」約52億円、次のページでございますが、「高額療養費」として約65億円、「葬祭費」約11億円などを支出しております。

次に33ページ下段の5款1項1目「健康診査費」の支出済額3億7,136万7,431円は、健康診査並びに平成30年度から始めました歯科健診の実施に要した経費でございます。

35、36ページをお願いします。

上段の6款1項1目「運営安定化基金積立金」110億9,874万8,679円でございますが、これは前年度、平成29年度の決算剰余金から、国や県から交付された負担金や交付金等を精算し返還した額などを除いた実質的な剰余金を、運営安定化基金へ積み立てたものでございます。

下段になります9款1項4目「償還金」71億7,530万1,355円でございますが、前年度、平成29年度の国や県から交付された負担金や交付金等を精算により返還したものでございます。

なお、先ほど御説明しましたとおり、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の実質収支額が161億円余りの黒字となっておりますが、これは国、県、支払基金からの負担金が超過して交付されたものがありまして、翌年度、令和元年度になります。返還すべき額100億円余りを差し引いた、約61億円が後期高齢者医療特別会計の実質的な黒字ということになっております。

以上が平成30年度決算の概要ですが、決算に係る附属資料として、地方自治法第233条第5項の規定により、「主要施策の成果の説明書」を併せて提出しておりますので、御参照いただければと思います。

議案第5号、一般会計歳入歳出決算及び議案第6号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 次に監査委員から報告を求めます。谷口代表監査委員。

○監査委員（谷口 一馬） 監査委員の谷口でございます。監査報告を行います。

去る7月2日に、平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について監査を行いました。

監査に当たりましては、毎月、出納状況について検査を実施するとともに、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係法令に基づいて作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかに着目し、関係諸帳簿及び証拠書類の検討と併せて関係職員から内容を聴取しました。

監査の結果、平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は関係法令等に基づいて整備され、適正に作成されていると認められました。詳細は、別添の審査意見書を御参照いただきたいと思います。

なお、今後も、被保険者数や保険給付費の増加が見込まれる中、広域連合においては、被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう健全な財政運営や効率的な組織管理を通じ、制度の適切な運営に努められることを要望し、監査報告といたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質疑を行う際は、挙手して議長とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内としますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 皆さんこんにちは。福岡市議会議員、日本共産党の中山郁美でございます。今期も引き続き、本議会の議員とならせていただきました。高齢者が安心して医療を受けていただけるよう、取り組んでまいり所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第6号「平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、質疑を行います。

今回、特別会計決算においては、収支差が161億円とのことであります。しかし、この額は交付金の返還など各種精算を行う以前の額であり、精算後の額が実質的な剰余金となるものであります。先ほども説明がありましたけれども、実質的剰余金はいくらになる見込みなのか改めてお尋ねします。また、その実質的剰余金が生じた理由について説明を求めるものであります。

後期高齢者医療制度については、制度開始から12年目を迎えていますが、福岡県においては、一貫して一人当たり医療費が全国一高く大問題となっておりまして。そして、その主な理由としては、被保険者一人当たりの医療費が全国一高いということが挙げられてきたのであります。今回、ある程度の剰余金が生じるということは、保険財政そのもので見れば、余裕が出てきたと考えられ、歳入歳出の両面からその要

因を見ていく必要があると考えます。

まず歳出面で見ると、圧倒的に大きな要素は医療給付費であります。そこで、決算年度において、一人当たりの医療費はいくらか、5年間の推移と併せてお尋ねいたします。

次に歳入面で見ると、国の改悪によって強行されている保険料軽減特例の縮小、廃止などによって増収となったことが考えられます。そこで、軽減特例の縮小、廃止による保険料の歳入増はいくらかお尋ねします。以上で、1回目を終わり、2回目以降は自席にて行います。

○事務局次長（河口 晴好） 議長。

○議長（阿部 寛治） 河口事務局次長。

○事務局次長（河口 晴好） 実質剰余金の額とそれが生じた理由についてお答えいたします。

平成30年度後期高齢者医療特別会計決算の実質収支は約161億円でございますが、この中から、国から交付された療養給付費負担金約64億円や、社会保険診療報酬支払基金から交付されました後期高齢者交付金約32億円など、合計約100億円を、令和元年度に精算して返還する必要があります。このため、実質収支約161億円から、国等への返還に要する約100億円を差し引いた約61億円が特別会計の実質剰余金となります。約61億円が生じた主な理由につきましては、国からの調整交付金の交付額が見込みを46億円ほど上回ったことなどによるものでございます。

次に、福岡県の一人当たり後期高齢者医療費の5年間の推移についてでございますが、直近の平成30年度の医療費が確定しておりませんので、平成25年度から平成29年度までの5年間について申し上げますと、平成25年度は118万1,686円、平成26年度は118万1,862円、平成27年度は119万5,497円、平成28年度は116万9,395円、平成29年度は117万6,856円でございます。

次に、軽減特例の見直しによる保険料の収入についてお答えいたします。

保険料額は、世帯や所得の変動により変化するため、制度の見直しによる影響を正確に把握することはできません。このため、平成30年度におけます軽減特例の見直しに伴う保険料の増収額を、世帯や所得の変動がないなど、一定の条件の下で推計いたしますと、元被扶養者に対する均等割軽減の7割から5割への変更分で、約2億8,500万円、低所得者に対する所得割軽減の2割の廃止分で、約4億4,800万円、合わせて約7億3,300万円となります。

しかしながら、保険料の増収となった分につきましては、国からの交付金が減収となっていることから、軽減特例の見直しによる歳入への影響はございません。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 2回目の質疑に入ります。

実質の剰余金については57億円、その生じた理由については、国からの調整交付金の交付額が見込みより多くなったことなどと述べられました。いずれにしても、必死の思いで高い保険料を納めておられる被保険者の立場に立てば、余らせるぐらいならもっと保険料を安くしてほしいというのが当然の思いではないでしょうか。そこでまず、一人当たり使われている医療費についてお尋ねしたわけですが、平成29年度で117万円余とのこと。これは全国一の高さであるものの、平成25年度と比較すると、若干ではありますが下がっております。ほとんどの都道府県では、同じ比較では増加しており、全国的にも2万円ほど上がっております。この間、医療もますます進歩し、薬剤についても肝炎やガン治療に有効なものが新たに保険適用され、一人当たりの医療費は上がっても不思議ではない状況の中、福岡県では下がっております。この動きを見れば、福岡県の被保険者は医療費の節約に努力しているというのが見て取れるのではないのでしょうか。この点についての御所見をお伺いします。

次に、軽減特例の縮小、廃止による保険料の歳入については7億3,000万円余の増収になっているとの答弁でした。軽減特例は、とりわけ低所得者への対策として行われてきたものであります。その低所得者から新たにそれだけ上乗せして取り立てているということでもあります。安倍政権が無慈悲に強行したこととはいえ、国が言うまま被保険者に負担を押し付けていることに心が痛みませんか。従来の2倍、3倍に引き上げられた方々の悲鳴が聞こえませんか。いずれにしても、これだけの剰余金を生じさせた状況を見れば、元々高い保険料と軽減特例の廃止、縮小によって過剰徴収になっていると言えるのではないかと思います。御所見をお伺いいたします。

以上で2回目を終わります。

○事務局長（森 智彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 森事務局長。

○事務局長（森 智彦） 医療費の推移に表れている被保険者の努力についての御所見をということではありますが、医療費の推移における増減は、診療報酬の改定や医療の高度化によるものなどの影響が考えられます。具体的には、平成27年度が増加しているのは、高額なC型肝炎治療薬が保険適用となったことが大きく影響していると考えております。また、平成28年度が減少しておりますが、薬価のマイナス改定などが影響していると考えられます。この他、医療費の増減は、インフルエンザの流行を始め、いくつもの要素が影響していると考えられますが、被保険者の行動による影響について把握することは困難であると考えております。

次に保険料の過剰徴収についての御質問にお答えします。

実質剰余金の約61億円は、先ほど事務局次長が述べましたように、国からの調整交付金が想定以上に交付されたことが主な要因となっております。保険料率の算定に当た

りまして、被保険者数の推計や医療給付費の動向などを十分に勘案して推計しており、平成30年度の医療給付費は、ほぼ見込みどおりの決算となっております。また、軽減特例の見直しにつきましても、先ほど答弁しましたように、平成30年度は歳入への影響はございませんので、過剰な徴収とは考えておりません。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 3回目の質疑に入ります。

被保険者が医療費の縮減に努力をしているということについては、残念ながらお認めになりませんでした。把握するのは困難だという答弁されましたけども、これはいろんな手立てを取れば把握はできるんじゃないかと思うんですね。被保険者の皆さんの行動はやはりこの様々な状況に影響されておりますので、ここはやはり連合として把握していただく必要があると思います。実態を見ないと駄目だと思います。

今、国が医療費抑制に旗を振り、メディアでも必要のない頻回受診や病院のサロン化などと言って、あたかも必要のない医療費が使われているかのように描かれていますが、それは実態をねじ曲げていると思います。後期高齢者になれば、現役時代の無理がたたって体のあちこちが痛んでくる。いくら予防しても加齢による衰えや、疾患が増えるのは避けられないものです。それでも、国の財政が厳しいのに孫たちに借金を残したら悪い、迷惑を掛けられないなどと考えて、病院受診や治療を我慢しているという方は少なくありません。そもそも、1割負担が重すぎて払えないから病院に行けないという方がたくさんいらっしゃいます。これが実態であります。誰がわざわざ病院まで行ってサロンとして使いますか。ありえないことです。軽減特例の縮小、廃止などによって過剰に保険料を取り過ぎているのではないか、私こう尋ねましたけれども、これもまともに答えられませんでした。国が交付金を減らすために被保険者の負担を増やしていると。これは、先ほどの答弁から明らかであります。軽減特例を縮小、廃止して収入が上がったら、国が交付金を減らすと。だから増収にはならないという答弁ですからね。とんでもない話だと思います。今回は取り上げませんでした。保険料の滞納者に対する差押え件数、金額ともに右肩上がりに増えておりますね。無慈悲な取立ても目に余ります。被保険者の負担の限界を超えた徴収は許されません。

したがって、国に対し軽減特例の復活を求めるとともに、当面次期保険料については軽減特例並みの独自軽減を行うとともに、全体の保険料の引下げを図るべきだと思いますが、御所見をお伺いし、質疑を終わります。

○事務局長（森 智彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 森事務局長。

○事務局長（森 智彦） 軽減特例の復活を求めると及び保険料の引下げに関する御

質問について、お答えします。

軽減特例の見直しにつきましては、対象範囲の絞り込みや段階的な負担額の設定などによる激変緩和措置が設けられるなど、国において一定の配慮がなされているところでございます。本広域連合といたしましては、世代間、被保険者間の公平性や制度の長期的な安定性を考慮すると、これらの見直しは受け入れざるを得ないと考えているところでございます。

また、広域連合独自の軽減を行い、保険料の引下げを行うことについては、その財源を、軽減の対象とならない約3割の被保険者の方に求めることになることから、極めて困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 通告のございました質疑は、以上です。これにて質疑を終わります。

討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第5号「平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」について、採決をいたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号「平成30年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、採決をいたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり。）

異議がありますので、起立によって採決を行います。

本件について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。御着席ください。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり認定されました。

■日程第8 議案第7号 令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）

■日程第9 議案第8号 令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

○議長（阿部 寛治） 次に、日程第8、議案第7号「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）」及び日程第9、議案第8号「令和元年度福

岡山後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森事務局長。

○事務局長(森 智彦) 議案第7号及び議案第8号につきまして、一括して御説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊議案書「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算書(第1号)、特別会計補正予算書(第1号)」をお願いいたします。

まず始めに、議案第7号について御説明いたします。1ページをお願いいたします。

「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)」は、中段の第1条にありますとおり歳入予算の総額に、1,319万7,000円を増額及び減額し、歳入歳出予算の総額3億6,590万円は変更しないものでございます。

補正予算の内容について御説明させていただきます。6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入の一番上、1款1項1目「市町村負担金」を1,319万7,000円減額し、7款1項1目「繰越金」を1,319万7,000円増額するものでございます。これは、平成30年度一般会計の決算額の確定に伴いまして、前年度繰越金を増額することから、財源に余剰が生じますことから、市町村負担金を減額するものです。

続きまして、議案第8号について御説明いたします。11ページをお願いいたします。

「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)」は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ125億2,972万1,000円を増額し、それぞれ、7,715億560万6,000円とするものでございます。

補正の内容について御説明させていただきます。20ページをお願いいたします。

歳入の一番上、1款1項1目「事務費負担金」、1款1項3目「療養給付費負担金」、3款1項1目「療養給付費負担金」及び4款1項1目「後期高齢者交付金」は、それぞれ平成30年度の給付実績に基づく、県、市町村等からの負担金及び交付金を精算することにより、返還又は追加交付を受けるため補正を行うものでございます。

なお、補正額に「△」が記されている項目につきましては、負担金等の返還額に、令和元年度の負担金収入から相殺されることから減額するものです。

最後に、一番下、9款1項1目「繰越金」を158億6,630万8,000円増額いたします。これは、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算額の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。22、23ページをお願いいたします。

1款1項1目「一般管理費」につきましては、歳出の補正額はありませんで、真ん中の欄、補正額の財源内訳にありますとおり、充当財源の組換えを行うもので、財源のみ

の補正を行うものでございます。

次に24、25ページでございますが、2款1項1目「療養給付費」、またその次の26、27ページの4款1項1目「健康診査費」につきましても同様に、財源のみの補正を行うものです。

28、29ページをお願いいたします。

5款1項1目「運営安定化基金積立金」を57億4,977万9,000円増額いたします。これは、平成30年度特別会計の決算剰余金から国や市町村等への返還金を除いた、実質的な剰余金を運営安定化基金へ積み立てるものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

7款1項4目「償還金」を67億7,994万2,000円増額いたします。これは平成30年度の給付実績等に基づく、国や県への医療給付費等の負担金及び補助金の精算に伴う返還金でございます。

以上、議案第7号「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）」及び議案第8号「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」の説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質疑を行う際は、挙手して議長とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内としますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 議案第8号「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」について、質疑を行います。

今回の補正は、平成30年度実績に基づく国、県、市町村等の負担金、補助金及び交付金の精算により返還及び追加交付を受けるために行うものであり、同時に、決算額確定に伴い生じた実質的な剰余金について事務費相当分を除き運営安定化基金に積み立てるため、増額補正を行うという説明がありました。決算書によると、実質的な剰余金の額は、約57億円であります。そこで、運営安定化基金のそもそもの目的及びこれまでの活用実績並びに今回補正によって積立総額はいくらになるのか説明を求めるものであります。以上で、1回目を終わり、2回目以降は自席にて行います。

○事務局次長（河口 晴好） 議長。

○議長（阿部 寛治） 河口事務局次長。

○事務局次長（河口 晴好） 運営安定化基金の目的、活用実績及び補正後の積立総額についてお答えいたします。

本広域連合が設置しております「福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金」は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することをその目的としておりまして、後期高齢者医療に係る保険給付財源や特定期間におけます保険料率の調整財源などに活用することといたしております。

この基金の活用につきましては、今年度の当初予算におきまして、第6期保険料率の調整財源として約41億円を計上いたしております。したがって、今回の予算補正後の基金残高は、約187億円を見込んでおります。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 2回目に入ります。

今回生じる実質剰余金57億円を積み立てれば、残高は約187億円になるとの見込みを示されました。結構な額に上ります。この運営安定化基金の目的については、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するものであり、これまで予算に一定反映させてきたとのこと。先ほど、議案第6号の質疑で指摘させていただいたとおり、後期高齢者医療制度は、スタート当初から保険料が高いことが問題となり、政令本則において均等割に7割、5割、2割軽減を設け、また、一定の所得を有するものに課される所得割についても5割軽減されてきたものです。それでも、全体の保険料の加重負担は解消されず、さらに、特例として均等割7割軽減を受ける者に対して、世帯所得等によって9割、8割、5割軽減されてきたものであります。これがいわゆる軽減特例であります。

ところが、安倍政権は、負担の公平性を図るなどとして、これまでの対策を反故にし、軽減特例の段階的廃止をこの2年間強行し、その結果、福岡県においても保険料が2倍になった被保険者は約10万人に上っております。所得の低い方を狙い撃ちにしたひどいやり方です。さらに、今年度と来年度で完全に廃止されようとしています。このままこのやり方が強行されていけば、これまで以上に保険料を払えない方を生み出すばかりでなく、窓口での1割負担が払えず、病院受診できない方さえ増やしてしまうことに繋がります。医療保険制度が、その保険料や窓口負担が重過ぎるために医療を受けられない人を作り出す。これはまさに、制度そのものの崩壊であります。答弁では、運営安定化基金は制度の円滑な運営のために活用するということですが、円滑な運営と言うなら、収入は増えていないのに軽減特例の廃止という理不尽なやり方で保険料負担を引き上げられた方や、元々負担能力を超えて重い負担を強いられてきた方々の保険料を引き下げることにより活用し被保険者に還元すべきではありませんか。答弁を求めて、2回目を終わります。

○事務局長（森 智彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 森事務局長。

○事務局長（森 智彦） 運営安定化基金を保険料引下げに活用し、被保険者に還元す

べきではないかとの御質問についてお答えします。

運営安定化基金につきましては、被保険者の保険料負担の大幅な増加を可能な限り抑制し、中長期的に保険料率を安定させるための調整財源として活用できるものがございます。今年度に第7期、令和2年度から3年度までの保険料率の算定を行いますが、被保険者の保険料負担に十分に配慮し、運営安定化基金の活用も必要に応じて行うことで、適切な保険料率の設定に努めたいと考えております。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 3回目に入ります。

基金を活用するかどうかは今後の判断、次期の保険料率を検討する際に必要に応じて活用するという答弁でありました。その前におっしゃったことが、問題だと思います。大幅な増加を抑制していく、そして長期的な運用を図る。これで行くならば、増加しない時には使わない。これは財政安定化基金、県に置かれている基金の考え方と同じですよ。今の保険料が高いから引下げのために使うべきだというのが、私の意見ですけれども、引下げのためには使わず、上がる場合は活用するという答弁でありますから、これは被保険者の方々の実態を見ない答弁だと思います。

本県の被保険者は、制度発足から12年間ずっと全国一高い保険料を取られ続けてきたのが実態です。そして今回も、徴収した保険料が余ったわけです。つまり、保険料を必要以上に取過ぎたことが明らかになったわけでありまして。直ちに、取り過ぎた方々に返還、還元するのが当然ではありませんか。

先日、私の生活相談会にお越しになった76歳の女性は、夫の年金が月15万円、自分の年金は月4万円と生活がぎりぎりです。今後が不安だという相談でした。しかし、よく聞いてみると、具合が悪くても病院に行ったらお金がかかるから我慢しているというわけです。御本人は、今後の不安ということで相談にお越しになりましたけれども、今後の問題どころか、今現在、医療を受ける権利が奪われているのであります。今回の参議院選挙に当たって、我が国の年金制度が元々貧弱なのに加えて、マクロ経済スライドの導入によって減り続けているし、今後も、実質減り続けていくことが大問題となりました。逆に、医療保険料や病院での窓口負担が大変重く、そのため、払いたくても払えない、病院にかかりたくてもかかれない方々さえ作り出しているのであります。一刻も猶予がありません。

決算が確定したら次期保険料改定に向けた作業に入られるでしょう。したがって、次期保険料を設定する際は、運営安定化基金を全額活用し大幅引下げを図るべきだと考えますが、答弁を求めて、この質疑を終わります。

○広域連合長（中尾 昌弘） 議長。

○議長（阿部 寛治） 中尾広域連合長。

○広域連合長（中尾 昌弘） 次期保険料改定の際には、基金を最大限活用し大幅引下げを図るべきではないかとの御質問についてお答えします。

運営安定化基金の今年度末残高は、約187億円となる見込みでございますが、この全額を第7期保険料率の改定において活用しますと、令和2、3年度の保険料率につきましては下げることができるでしょうが、第8期以降につきましては、調整財源となる基金が活用できないということになりますので、保険料率は大幅に上昇することになる見込みでございます。

以上のことから、今後の保険料率の改定におきましては、被保険者数の推移や医療給付費の動向等を十分勘案いたしまして、被保険者の負担が大幅に増加することのないよう、運営安定化基金を計画的に活用することで、安定した保険料率の設定に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 通告のございました質疑は、以上です。これにて質疑を終わります。

討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第7号「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)」について、採決をいたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和元年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」について採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり。）

異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。御着席ください。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第10 選挙第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会  
委員及び同補充員の選挙

○議長（阿部 寛治） 次に、日程第10、選挙第3号「福岡県後期高齢者医療広域連

合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定により、指名推選としたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名方法については、議長において指名することとしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。選挙管理委員会委員に、北九州市選挙管理委員、高原義弘氏、大牟田市選挙管理委員、井手保氏、広川町選挙管理委員、末次静憲氏、福智町選挙管理委員、中村龍二氏を指名いたします。

続きまして、補充員に、田川市選挙管理委員、橋本治子氏、筑紫野市選挙管理委員森田陽子氏、篠栗町選挙管理委員補充員、芳野忠氏、水巻町選挙管理委員、田辺直憲氏を指名いたします。

補充の順位は、市と町村ごとに今、申しあげました順位としたいと存じます。

お諮りします。ただいま指名しました方々を、選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

## ■日程第11 一般質問

○議長（阿部寛治） 日程第11、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して議長とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

6番、中山郁美議員。

○6番（中山郁美） 一般質問を行います。

まずは、高齢者の生活実態と後期高齢者医療についてです。後期高齢者医療の被保険者は、75歳以上の高齢者と65歳以上の障がい者で構成されております。当然ながら、就労困難な方が多く、一人当たりの所得が低いことが特徴です。この間の所得の状況を

見れば、全国平均で約85万円、福岡県においては約77万円と、平均にも届かない低さです。そのような中、先日の参議院選挙直前の国会においては、年金を巡って大きな議論となり、選挙の争点にもなりました。マクロ経済スライドの導入で、この間の年金支給額は減り続けており、基礎年金は満額で月6万5,000円となっております。無年金の高齢者、障がい者も少なくありません。収入は増える見込みがなく、むしろ減っている状況の中、高齢者の生活実態は厳しく後期高齢者医療保険料や病院窓口での負担が重くのしかかっているのではないかとと思いますが、御所見を伺います。

そのような中、安倍政権は10月から、消費税10%への増税を強行しようとしています。各種世論調査においても、一貫して消費税増税反対の声が多数を占めており、民意ははっきりしています。後期高齢者医療制度は、国や自治体からの公金収入、被保険者からの保険料収入によって運営しており、被保険者の収入や生活状況がどうなっているかは、制度運営にとって重要な要素であり、広域連合にとっても把握しなければならない観点だと思います。とりわけ、保険料滞納者が毎年9,000人前後で高止まりしている状況でも、保険料を納めている方の多くがぎりぎりの状態で踏ん張って払っていただいていると想像できます。そのような中、10月から消費税増税が実施されれば、高齢者から希望を奪ってしまうことになると思いますが、御所見を伺います。

次に、後期高齢者医療制度の今後の在り方についてです。安倍政権は、社会保障改革として、年金だけでなく生活保護、介護、医療に改悪の矛先を向けてきました。そして、参議院選挙を終えた今、各種自己負担増を次々に進める構えを見せております。そこで、後期高齢者医療の今後の在り方に関して、現在、国はどのような検討を行っているのか説明を求めるものであります。

高齢者の生活状況が更に悪化した場合、後期高齢者医療広域連合の財政運営にも大きな影響を与えかねません。その際に、保険料の更なる高騰は絶対に許されず、医療制度を持続させていくためには、県が管理している財政安定化基金の活用は避けられないと思われれます。そこで、この基金の直近の積上げ状況と取崩し実績並びに残高についてどうなっているかお尋ねいたします。

質問の二つ目は、高額介護合算療養費についてです。この制度は、医療保険と介護保険を利用しその自己負担額の合計が基準額を超えた場合に、超過分を払い戻す制度であり、適切に執行されることが求められます。ところが、この制度の運用を巡り、分かりにくい、手続が納得できないという意見が寄せられています。そこで高額介護合算療養費の還付の手続と還付率、還付されない金額と件数、未還付金の処理方法はどうなっているか説明を求めます。以上で、1回目を終わり、2回目以降は自席にて行います。

○事務局次長（河口 晴好） 議長。

○議長（阿部 寛治） 河口事務局次長。

○事務局次長（河口 晴好） 高齢者の生活実態と後期高齢者医療についてお答えいたします。

まず始めに、窓口負担が重い負担となっているのではないかとのお質問についてでございます。保険料は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、個々の被保険者の所得額を基に算定しておりまして、所得の低い方に対しては保険料軽減を、退職や疾病などで前年より所得が著しく減少し、納付が困難になった方に対しては、保険料の減免を行っております。また、窓口負担につきましては、所得に応じて負担区分を設定しており、窓口で支払う金額が一定額を超えた場合は高額療養費等を支給するなど、被保険者の負担軽減を図っておるところでございます。

次に、消費税増税に伴う被保険者への影響についてでございますが、家計の負担が増える一方で、増税分などを活用して、幼児教育、保育の無償化や介護人材、保育士の処遇改善などが図られるほか、介護保険料の軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給といった高齢者の福祉の充実にも活用されることとなっております。

次に、国の社会保障改革についてでございます。後期高齢者医療に最も大きな影響を与える給付と負担の在り方を含め、社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を「骨太方針2020」に向けて取りまとめるという検討スケジュールが国から示されております。今後、審議会等において検討が進められることとなっており、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、県が管理しております財政安定化基金の直近の積上げ状況と取崩し実績、残高についてお答えいたします。福岡県が管理している、「福岡県後期高齢者医療財政安定化基金」へのこれまでの積上げ状況につきましては、平成20年度から平成25年度までの間、毎年度約14億円から30億円を、国、福岡県及び本広域連合がそれぞれ3分の1ずつを負担して積立てを行っておりますが、平成26年度以降につきましては、積立てを行っておりません。これまでの取崩し実績につきましては、平成22年度に約32億円、平成24年度に約25億円、平成25年度にも同じく約25億円を取り崩しており、財政安定化基金の平成30年度末残高につきましては、約62億円となっております。

次に、高額介護合算療養費のお質問についてお答えいたします。高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の両方の制度を利用し、1年間の世帯の自己負担の合計額が一定の限度額を超えた場合に、1年に1度、支給されるものでございます。介護保険での自己負担額は、医療保険者である本広域連合では正確には分かりませんので、被保険者から提出された申請書に記載されている介護保険の情報を基に、介護保険者から自己負担額情報を入手して広域連合が集約し、支給金額を算出の上、介護保険者に情報提供いたしまして、それぞれの保険者から被保険者へ支給することとなります。本広域連合では、把握している情報を基に、支給見込額を算出し、対象者に申請を勧奨しておりまして、支給見込額と実際に支給した額を比較しますと、8割程度となっております。しかしながら、本広域連合で把握できる情報だけでは支給対象者や支給金額等が確定できないことから、御質問の支給率及び支給されない金額や件数について、正確には把握でき

ておりません。なお、高額介護合算療養費で支給申請されていないものにつきましては、2年間の時効がございますが、申請された年度の予算で支給することとなります。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 2回目に入ります。

まず、高齢者の生活実態と後期高齢者医療についてです。答弁では、相変わらず高齢者の生活実態を直視せず、負担が重過ぎるという認識さえ示されませんでした。国が国民の生活実態に背を向けているからこそ、住民により近い県や広域連合が住民に寄り添い被保険者の実態を把握し、その実態に応じた施策を遂行していく、そういう姿勢が強く求められているのではありませんか。国と一緒に背を向けることは許されません。後期高齢者医療制度は制度発足当初から被保険者の保険料負担が重過ぎ、更に上がり続けていくことも指摘されてきました。そして、それは指摘どおりに推移してきました。払いたくても払えない滞納者を毎年9,000人前後生み出してきた。高齢者への差別医療だとの国民の批判の前に作られた軽減特例についてさえ、縮小、廃止が強行されています。本制度においても、出発当初以上に負担増を押し付けてきたのです。国に対して、広域連合としてもこの軽減特例については意見を挙げてこられたことは承知していますが、激変緩和措置を求める程度にしかなっておらず、もっと確固とした態度で臨むべきです。国が強行するなら、独自にカバーすべきであります。しかし、残念ながら最後は追認し必要な手立てを取らなかったというのがあなた方の姿勢ではありませんか。このように、高齢者の実態を直視せず、保険料負担を増やしてきた姿勢を改めるべきではないかと思いますが、御所見を伺います。

制度の今後の在り方については、具体的には述べられず給付と負担の関係について国が検討していると答弁されましたけども、これは報道によっても病院での窓口の負担を原則1割から2割負担へ引き上げる検討がされています。いきなりこれ2倍です。こんなことをしたら、ますます受診抑制や必要な治療を受けられない高齢者を増大させます。医療崩壊は必至であります。この他にも、軽症での受診の場合の上乗せ負担の導入や薬剤の自己負担の導入もセットで、負担増3点セットと言われているそうです。とんでもないと言わなければなりません。このような負担増は絶対に許されないと考えますが、御所見を伺います。

消費税増税については、社会保障の財源に充てられるなどと追認する答弁をされました。これ無責任ですね。介護保険料の引下げに充てられるなどとおっしゃいましたが、消費税の増税分と相殺すると負担は増えますよ。目先だけですね。社会保障の充実と言っても、実際に生活する人たちにとっては重い負担となるわけです。被保険者にとっては、保険料は保険料、消費税は消費税、窓口負担は窓口負担と、それぞれ別物ではないんです。少ない年金、一つの財布の中からどうやりくりするか、生活が成り立つのかと

いう問題に全てが直結するのであります。消費税が上がれば、どこかを切り詰めなければなりません。すでに削っている食費を更に削る。それでも足りなければ、保険料が滞る。お金が無いから病院にも行けない。その事で症状が悪化し、ますます医療費がかかるといふ悪循環にも繋がるし、こうなれば被保険者に必要な医療を保障すべき広域連合の職務を果たせないということにも繋がりがかねません。そこでお尋ねしますが、消費税増税が強行されれば、次期保険料設定や、徴収業務に大きな影響が出ることは避けられないのではないか、御所見を伺います。

財政安定化基金については、5年間連続で積上げ0であります。そして、活用もしておらず、残高は62億円で推移しているとのことでもあります。少なくとも、被保険者に高い保険料を押し付けたり引き上げたりしている状態を解消するために、県が責任を持って基金の活用を奨励し、取り崩したら積み上げていくということをやって当然であります。このように、形だけ62億円の基金を6年間も置いているだけで使わせない。そして、積立ても中断している県はあまりにも無責任ではありませんか。御所見を伺います。

次に、高額介護合算療養費についてです。これもですね、あまり親切な答弁をしていただけませんでした。手続は申請主義になっているようです。本人が申請しなければ、返してもらえないはずのお金が返ってこないということです。福岡市早良区の方から、私に連絡がありました。介護が必要な高齢のお母さんの家を探ねたところ、溜まった郵便物の中に役所からの通知があり、高額介護合算の還付の手続が必要だと知って驚いたとのことでした。もし自分が気付いていなければ、知らない間に本当は返してもらわなければならない還付金が戻ってくることなく、どこかに使われていったのだらうと思い連絡しましたということでありました。先ほどの答弁では約8割に還付しているとお話でしたが、事前にお尋ねしたところ平成28年度分で57,777人が医療還付の対象者で8億6,000万円分が予定額だったのに、45,786人に6億8,200万円しか還付されていないとのことでした。約1万2,000人、1億8,000万円分が還付されていないということです。これは、郵送のみで通知するという方法と、申請しなければ還付されないというやり方に問題があるのではないかと、また、多額の未払金を生じさせ別の用途に充てていることは重大ではないかと思いますが、御所見を伺います。

以上で、2回目を終わります。

○議長（阿部 寛治） 答弁の前にですね、議長より皆様方に注意をいたします。定数を欠く恐れがありますので、会議規則第12条第2項の規定により、退席をしないように求めます。では、答弁をお願いします。

○事務局長（森 智彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 森事務局長。

○事務局長（森 智彦） 高齢者の生活実態と後期高齢者医療についてお答えいたします。

まず始めに、保険料負担の在り方についてですが、後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える仕組みとなっておりまして、公費と現役世代からの支援で医療給付費の約9割を賄っており、残り約1割を後期高齢者が負担する仕組みとなっております。少子高齢化に伴いまして、後期高齢者が負担する医療給付費の割合が少しずつ上昇している中にありまして、本広域連合では、第5期、第6期と保険料率の引下げを行っているところであります。また、「データヘルス計画」に基づく被保険者の健康づくりや医療費の適正化を推し進めておりまして、これにより被保険者の保険料負担の増加抑制に努めております。

次に、高齢者の窓口負担の在り方につきましては、本年6月、本広域連合は全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、国に対して、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持とすることややむを得ず窓口負担の変更を実施する場合には、被保険者に対し、十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うことを要望したところでございます。高齢者の窓口負担の在り方は、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から検討すべき課題であることから、国においては被保険者の生活への影響を十分に考慮し、慎重に検討を進めていただきたいと考えております。

次に、消費税増税に伴う影響についてですが、次期保険料率の算定については、消費税増税に伴う診療報酬の改定等を十分に勘案するとともに、被保険者の大幅な負担増を回避するため、運営安定化基金を活用して保険料の増加抑制に努めるなど、適切な保険料の設定を行ってまいりたいと考えております。また、納付が困難な方につきましては、家計の状況に応じた納付相談を行うなど、これまでどおりきめ細かな対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、基金の積立てを中断している県は無責任ではないかとの御質問についてお答えします。まず始めに、財政安定化基金は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、広域連合における予期せぬ保険料の収納不足や医療給付費の増大に伴う財源不足に対応するために福岡県が設置しているもので、積立てにつきましては、国、県、本広域連合が3分の1ずつを負担するものです。財政安定化基金への積立てにつきましては、毎回の保険料率改定の際に、国から基本的な考え方が示されることとなっております。平成26年度からの第4期保険料率改定の際に、国の考え方に基づいて、福岡県が本広域連合と協議を行った結果、国が示した標準拠出率や平成25年度末の基金残高、広域連合への今後の貸付予定額などを勘案した上で、新たな積立ては当面不要と判断されたものでございます。

次に、高額介護合算療養費の御質問についてお答えします。高額介護合算療養費の支給額算出には、本広域連合で把握できる医療費の自己負担額に加え、介護保険等の自己負担額情報が必要となりますが、被保険者からの申請によらなければ介護保険等の加入状況が把握できず、支給金額を算出することができません。そのため、被保険者に申請書を提出していただいているものです。なお、先ほど、別の用途に使っているのは重大

なことではないかとのことでしたが、保険給付費については、高額介護合算療養費に限らず、過去の支給実績から予算額を算出しております、不用額が発生しても同じ保険給付費の範囲で活用していることから、問題があるとは考えておりません。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 3回目に入ります。

まず、高齢者の生活実態と後期高齢者医療についてです。医療費窓口負担の2割への引上げについては、国に対して意見を挙げているということですが、やむを得ない場合には周知期間をきちっと置くとかですね、丁寧に説明して理解を求めるとか、要らんことをおっしゃっているんですね。これは、容認前提の発言だと捉えても仕方がないと思うんですね。残念ながら、高齢者の厳しい生活実態を直視する姿勢も消費税増税による影響を真剣に考える姿勢も見えませんでした。基金を積み上げない県の姿勢についても、これは国からの考え方を受けてということで容認をされました。国会では、高齢者の生活の糧である年金制度への信頼は揺らぎ、現在のマクロ経済スライドを続ければこれからも年間7兆円分が減額されていくことが明らかとなりました。麻生財務大臣による、老後のために2,000万円貯めておけという趣旨の発言は、高齢者はもとより、世代を超えて国民の間に怒りと失望を広げました。普通に暮らせる年金を、の声は多く広がっております。したがって、高齢者の生活を困窮させ、連合の財政運営にも大きな困難を広げる消費税増税は中止を求めるべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

また、被保険者の負担軽減は緊急の課題であり、財政安定化基金と運営安定化基金という2つの基金を活用するなど、最大限の努力で保険料を引下げ、県には基金の積上げを求めるべきではないかと思いますが、御所見を伺います。

高額介護合算療養費については、

（質問時間終了の鈴あり）

申請主義を改め、無条件還付にすべきだと思いますが、責任ある答弁を求めて、一般質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 多少時間がオーバーしてはいますが、最後まで聞きました。15分というのはきちっと決まっていますので、それを確実に守って一般質問をしてください。お願いします。

○6番（中山 郁美） 何秒も過ぎとらんでしょうが。

○議長（阿部 寛治） それは不規則発言になるよ。答弁を求めます。

○事務局長（森 智彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 森事務局長。

○事務局長（森 智彦） 高額介護合算療養費の御質問についてお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、高額介護合算療養費の支給額算出には、介護保険等の自己負担額情報が必要であり、被保険者からの申請によらなければ介護保険等の加入状況が把握できないことから、被保険者の方に申請書を提出していただいているものがございます。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則においても支給を受けようとする被保険者は申請書を広域連合に提出しなければならないと定められております。このため、現状では申請書の提出は必要であると考えております。

私からは以上でございます。

○広域連合長（中尾 昌弘） 議長。

○議長（阿部 寛治） 中尾広域連合長。

○広域連合長（中尾 昌弘） 高齢者の生活を困窮させ、連合の財政運営にも困難を広げる消費税増税は中止を求めるべきではないかとの御質問についてお答えします。

消費税増税の中止を国へ求めることにつきましては、増税が乳幼児から高齢者までの福祉の充実による全世代型社会保障の実現に資することから、幅広い観点で評価されるべきものと受け止めており、国に対し消費税増税の中止を求めることは考えておりません。

次に、二つの基金の活用等、最大限の努力で保険料を引き下げるべきではないかとの御質問についてお答えします。本広域連合の運営安定化基金の活用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後の保険料率改定において、被保険者数の推移や医療給付費の動向等を十分に勘案しつつ、被保険者の負担が大幅に増加することのないよう、計画的に活用してまいりたいと考えております。なお、福岡県の財政安定化基金の活用につきましては、保険料率の増加抑制のために過去、取崩しが行われましたが、保険料率の引下げに活用することは想定していないということを、福岡県に確認しております。

続きまして、福岡県に対して、基金への積立てを求めるべきではないかとの御質問についてお答えします。財政安定化基金への積立てにつきましては、今後の保険料率改定の際に、国から示される基本的な考え方に基きまして、福岡県と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 通告のございました質問は以上でありますので、これにて一般質問を終わります。

■日程第 1 2 請願第 4 号 【請願書】「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める」意見書を国に提出してください

請願第 5 号 後期高齢者医療制度に関する請願

○議長（阿部 寛治） 次に、日程第 1 2、請願第 4 号「【請願書】「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める」意見書を国に提出してください」及び請願第 5 号「後

期高齢者医療制度に関する請願」を議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

まず、請願第4号について、17番、植木 隆信 議員。

**○17番（植木 隆信）** 私は、「【請願書】「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める」意見書を国に提出してください」の請願について、説明いたします。

その前に、後期高齢者の皆さんがどのような中で今日を迎えてこられたのか、私なりに考えてみました。アジアの人たちを始め、日本国民を塗炭の苦しみに陥れた日中戦争。アジア太平洋戦争の中で、青年期、少年期、そして幼年期を過ごした1945年、昭和20年以前に生まれた人たちであります。敗戦後は、国土の荒廃、食糧難の中で懸命に働き、今日の基礎を作ってこられた人たちであり、言わば国家発展の功労者であります。元気な後期高齢者もおられますが、一方で、年齢から来る体調不良や高齢により施設に入らなければならない人も多くおられます。こうした高齢者こそ、国を挙げ、地域を挙げ尊敬し、大事にされなければならない人生の先輩だと考えています。私は1945年、昭和20年の敗戦後11月に上海で生まれ、父の顔を知らないまま母子家庭で育ってまいりました。同級生の中には戦争で父親のいない子が、クラスに5、6人いました。こうした人たちが来年、後期高齢者となります。私は、今回の請願提出に紹介者としての要請があった時、今述べたような思いの中で紹介議員を引き受けました。

それでは、請願の説明をいたします。請願人、福岡県社会保障推進協議会。会長、田村 明彦 さん。住所、福岡市博多区博多駅前1-19-3博多小松ビル2階。

「骨太方針2019」が、6月21日に閣議決定されましたが、社会保障の基本的な考え方として、年金及び介護については、必要な法改正も視野に、2019年末までに結論を得る。医療等のその他の分野についても、基盤強化期間内から改革を順次実行に移せるよう、「骨太方針2020」で、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめると記述され、75歳以上の2割負担、受診時定額負担の見直しについて実施時期などの具体的記述は、来年6月の「骨太方針2020」に先送りをしたと報道されています。負担増の検討につきましては、昨年6月6日に「後期高齢者医療制度に関する要望書」を全国後期高齢者医療広域連合協議会から政府に提出され、制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に努めることと表明されたことが大きく影響しています。私ども福岡県社会保障推進協議会でも、昨年秋より、75歳以上の医療費2倍化反対署名に全国で取り組み、福岡県内でも医療機関、介護施設などの協力もいただき、6月27日に閉会しました通常国会に、全国で46万筆を超える請願署名を各政党国会議員の紹介により提出しております。現在、後期高齢者の多くは、国民基礎年金で厳しい生活を強いられており、医療費の窓口負担の上げが実施されれば、受診抑制が強まり、高齢者の生命を脅かすこととなります。保険料についても、負担をより公平にするため、規則どおりの運用に戻すこととされていますが、9割軽減の方が本来の7割軽減になれば、定額部分の保険料は

3倍となり、例えば年金収入が年80万円の方の定額部分は、現在、年4,560円から13,680円に上がることとなります。これでは、とても健康で文化的な生活を営むことができません。

つきましては、以下の事項を請願し、引き続き貴議会の御尽力をお願いする次第です。請願事項としては、国に対し後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること。以上であります。

また、意見書の案について読ませていただきます。後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書。「骨太方針2019」が、6月21日に閣議決定されましたが、社会保障の基本的な考え方として、年金及び介護については、必要な法改正も視野に、2019年末までに結論を得る。医療等のその他の分野についても、基盤強化期間内から改革を順次実行に移せるよう、「骨太方針2020」で、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめると記述され、75歳以上の2割負担、受診時定額負担の見直しについて、実施時期などの具体的記述は来年6月の「骨太方針2020」に先送りをしたと報道されています。窓口負担の引上げが実施されれば、後期高齢者の生活及び医療の受診に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。こうした実情を考慮し、後期高齢者が必要な医療を受けられる機会の確保という観点から、引き続き窓口負担の在り方については、現状維持に努めることを求めます。後期高齢者の窓口負担については現状維持に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。2019、令和元年8月7日。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上で、請願書の説明を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、請願第5号について、6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 請願第5号について、紹介議員として、趣旨説明をさせていただきます。

この請願、請願人につきましては福岡・佐賀民医連共同組織連絡会、代表者名は会長の堤 和則 氏であります。請願趣旨を読み上げます。後期高齢者の多くは、国民基礎年金で生活しており、食費や水光熱費、生活必需品の値上がりに加え、年金引下げ、医療、介護の保険料値上げなどが続き、大変厳しい生活を強いられています。さらに、10月から予定されている消費税増税によって、便乗値上げを表明する企業も多く、高齢者の生活苦に追い打ちをかけることは必至です。平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートしましたが、医療費がかかるはずである後期高齢者を国保などから分離したこの制度は、社会の高齢化が進むに従い必然的に保険料の引上げに直結するという矛盾の大きい制度であり、国民に健やかに安心できる生活を保障することを目的とした社会保障の基本理念を無視した制度です。その中でも、福岡県の保険料は全国で最も高く、保険料が払えずに滞納して正規の保険証が発行されないケースも増えています。しかし、国

は少子高齢化による支え手不足を理由に、世代間の公平として、窓口負担を1割から2割へ受診時定額負担の見直しなど、更なる負担増が検討されていると聞きます。

私たちは、後期高齢者医療制度は速やかに見直し、廃止すべきであるという立場ですが、この間の財政難を理由にした保険料軽減特例措置廃止などに伴う保険料の値上げは、高齢者の暮らしを直撃しており、一刻の猶予もできない状況となっています。

地域の高齢者の方から、保険料の増加や窓口負担の増加への不満も多く、高齢者の健康への阻害要因にもなっています。貴連合議会で早急に実態把握をしていただき、高齢者に寄り添う措置を取っていただきたいと思います。

事態改善のために、以下の項目についてお願いいたします。1、75歳以上の生活実態調査を行うこと。2、後期高齢者医療の保険料負担を軽減すること。3、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置を復活するよう国に強く要請すること。

るる、私も質疑や一般質問で述べてまいりました。その考え方と一致しているこの請願については、議員各位の御賛同の下、是非、採択をいただきたいと思いますということをお願いして趣旨説明とさせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 本請願に対する執行部の参考意見を求めます。

河口事務局次長。

○事務局次長（河口 晴好） 事務局次長の河口でございます。それでは、請願第4号及び第5号に対する本広域連合執行部の考え方につきまして、お手元に配布しております「請願項目に対する考え方」に沿って御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

請願第4号の、国に対し「後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること」についてでございます。

執行部の考え方でございます。

国におきましては、骨太方針に基づき給付と負担の在り方の検討が行われております。このような動きの中で、本広域連合では、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持とすることややむを得ず窓口負担を変更する場合は、被保険者に丁寧な説明を行うことを要望したところでございます。国におきましては、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点はもとより、被保険者の生活への影響を十分に考慮し、慎重に検討を進めていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

次に、請願第5号の、後期高齢者医療制度に関する請願についてでございます。

まず、請願項目の1、75歳以上の生活実態調査を行うことについてでございます。

被保険者が抱える様々な事情や生活の実態は、個々の相談を通じて把握できるものだと考えています。そのため、お困りの際には、市町村の窓口や本広域連合が設置しておりますお問い合わせセンターへ速やかに御相談をいただくよう呼び掛けをしているところでございます。

2ページをお願いします。

請願項目の2、後期高齢者医療の保険料負担を軽減することについてでございます。

後期高齢者医療制度は、医療給付費の約1割を被保険者の保険料で賄う仕組みとなっております。したがって、医療の高度化などによる医療給付費の増加に伴い、被保険者の保険料も増加してまいります。

本広域連合では、被保険者の保険料負担の増加抑制は重要な課題の一つであると考えております。そのため、被保険者の健康づくりや、医療費の適正化に取り組むとともに、保険料率の改定に際しては、財政安定化基金や保険財政剰余金を活用しまして保険料の増加抑制に努めてきたところでございます。今後とも、被保険者の負担にも配慮しつつ、適切な保険料の設定に努めてまいります。

最後に、請願項目の3、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置を復活するよう国に強く要請することについてでございます。

保険料の軽減特例措置に関する平成29年度からの見直しでは、対象範囲の絞り込みや段階的な負担額の設定などの激変緩和措置が設けられ、今年度の見直しでは、8.5割軽減の見直しが1年間猶予されるとともに、介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給が併せて実施されるなど、被保険者に対する一定の配慮が図られております。これらは全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国へ要望した内容に沿ったものであり、本広域連合といたしましては、こうした国の配慮などに鑑み、世代間、被保険者間の公平性や制度の長期的安定性を考慮いたしますと、これらの見直しは受け入れざるを得ないと考えております。

「請願項目に対する考え方」につきましては、以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 請願第4号及び請願第5号を、請願ごとに採決をいたします。

まず、請願第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。請願第4号について、採択することに賛成の議員は起立願います。

**（賛成議員の起立）**

ありがとうございました。御着席ください。起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。請願第5号について、採択することに賛成の議員は起立願います。

**（賛成議員の起立）**

ありがとうございました。御着席ください。起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと

存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

■閉会（午後４時２分）

これをもちまして、令和元年第２回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

阿部 寛治

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

倉重 良一

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

安丸 国勝